

第3回寝屋川市総合計画審議会議事録

1 日時

平成27年8月25日（火）午後3時～5時20分

2 場所

市役所議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

池嶋 聖司、乾 栄嗣、今川 晃、植田 良二、太田 徹、河野 徹也

北川 光昭、木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子

住田 利博、田中 優、長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三

野々下 重夫、板東 敬治、平田 一裕、平田 陽子、山下 實、幸 徹

22人（全22人）

《関係職員》

30人

《事務局》

8人

4 傍聴者

17人

5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の審議

(会長)

皆さんこんにちは。本日は、公私何かと御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員22人全員御出席いただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立いたしますので、これより第3回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、早速ですが、案件に入らせていただきます。前回は、後期基本計画（試案）の施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」まで御審議いただきましたので、本日は、後期基本計画（試案）の施策7「健康づくりを推進する」から審議を進めてまいります。それでは、まず関係職員から施策の説明をお願いします。

(関係職員)

保健福祉部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、15 ページの後期基本計画試案の施策7「健康づくりを推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、高齢化の進展や生活スタイルの変化によりかかる病気やがんや生活習慣病患者の増加などの変化により、市民の健康に対する関心が高まっております。本市におきましては、各種がん検診、妊婦健康診査などの健康診査を実施するとともに、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づきまして、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防に重点を置いた取組を進めているところでございます。

また、「第2次食育推進計画」に基づきまして、生涯にわたって健康的な食生活を考え実行できる市民を増やしていくことを目的に、ライフステージに応じた食育の啓発などに取り組んでおります。

さらに、誰もが生涯にわたり健康で暮らせるように、市民一人一人に応じた健康づくりを行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民の命を守る救命救急体制の強化を図ってまいります。

次に、施策の展開でございますが、先程申し上げました現状と課題を認識し、課題の解決に向け4つの施策を実施してまいります。

1つ目は「健康診査の充実」でございまして、市民一人一人のライフステージに応じた健康診査の受診者数の増加に取り組んでまいります。

2つ目は「食育の推進」でございまして、生涯にわたって健康的な食生活を考え、実践できる市民を増やせるように、ライフステージに応じた食育の取組を推進してまいります。

3つ目は「生活習慣病の予防対策の推進」でございまして、食事、運動など健康づくりのサポートを行うとともに、生活習慣病の重症化予防の取組を推進してまいります。

4つ目は「医療体制の充実」でございまして、地域医療におきまして、市民の急な病気に対応するために、引き続き医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会と連携し、休日や夜間に受診できる医療機関の確保を図ってまいります。また、重篤患者の搬送等を強化し、救える命を一人でも多く救えるよう、救急体制の充実を図ってまいります。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる10項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は16ページ上段に記載の「各種健診などの実施」「健康意識の啓発」「救命救急体制の強化」でございまして、「各種健診などの実施」として各種の健康診査を実施するとともに、その啓発を行うことにより受診率の向上を図ってまいります。

「健康意識の啓発」として、健康相談、健康教室などの実施により、市民の健康に対する知識の普及と意識の啓発を行ってまいります。

「救命救急体制の強化」としてドクターカーを導入し、救命救急体制の強化に取り組んでまいります。

次に市民の役割でございしますが、「健康管理のため、年齢に応じた健診の受診に努めます。」「自分や家族の健康に関心を持ち、健康増進の行動に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありますでしょうか。

委員。

(委員)

健康づくりを推進するということですが、高齢化が進む中、寿命がどんどん延びており、高齢者が健康で長生きをするという、健康寿命ということがクローズアップされておりますが、元気な期間を長くする、健康寿命を延ばしていくための取組というのは時代の要請であるため、大事な視点だと思います。前期基本計画には、健康寿命を延ばすための取組が現状と課題に少し触れられているかと思いますが、後期基本計画試案では、そういう視点は入れられないのでしょうか。

(関係職員)

健康寿命の延伸については重要な視点でありますので、施策の展開の4項目に当内容を含ませていただいたと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開に含んでいるとの説明でしたが、テーマとして特化してよいくらいの内容であるかと思いますが検討をお願いします。

次に、施策指標「乳がん検診の受診率」ですが、平成26年の実績値が10.8パーセントであり、前期基本計画にある平成21年度実績値は11.8パーセントで、受診率が逆に下がっております。そのような中で、平成32年度のめざそう値が25パーセントと倍以上になっていますが、その根拠と実現可能性について説明していただけますか。

(関係職員)

めざそう値の設定根拠についてですが、国の乳がん検診に係る目標受診率

が50パーセントと設定されており、職域における乳がん検診の推定受診率などを勘案した上で、本市の目標値とさせていただいたものでございます。現実績に比べてかなり高い目標を設定させていただいておりますが、1ポイントでも近づけていきたいと考え、設定させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

ちなみに国の現在の平均値はいくらですか。

(関係職員)

平成25年度の実績は約19パーセントとなっております。

(会長)

委員。

(委員)

目標に対しまして執念をもって達成できるようにお願いします。

最後に、市民意識の指標ですが、平成32年度の目標が矢印の上向きと下向きの2種類しかありませんが、具体的に数値を入れていただく方がよいかと思いますが。

(事務局)

市民意識の指標につきましてはあくまでも市民ニーズを把握するものであり、具体的な数値を設定することではなく、今後の方向性を示すことを目的としておりますので、矢印で表記させていただいております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

重点取組項目「救命救急体制の強化」に関してですが、ドクターカーの導入については、新市長の肝入りという感じを受けるところですが、先日の市議会における視察などにより、知れば知るほど導入までにはハードルが高いものと感じるのですが、これは早期導入という理解でよいのですか。

(関係職員)

ドクターカーにおける事業の性質、内容から、早急に導入していくべきであるものと考えております。しかしながら、医療機関、自治体などの関係機関との調整を要するものですので、具体的な時期については申し上げにくいものですが、できるだけ早期に導入してまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

大変困難であるかと思いますが、市民のためにも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

実行シートでは、健康診査の充実に関する取組について全て計画どおり達成したとなっているにもかかわらず、例えば、施策指標「乳がん検診の受診率」の実績では目標の25パーセントに到達せず、10パーセント前後という状況がずっと続いていると思いますが、その辺りはどのように考えておられますか。

（関係職員）

確かにがん検診等の受診率につきましては目標を達成しておりませんが、がん検診を含めたその他の検診等につきましては、ある一定程度推進が図られておりますので、計画どおりとさせていただいております。

（会長）

委員。

（委員）

重点取組項目に設定するのであれば、市民における各種健診の受診率の目標値を具体的に定め、当目標値を実現させるための具体的な取組を設定するなど、もう一步踏み込んだ計画にした方がよいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、施策指標として乳がん検診だけが取り上げられておりますが、胃がん、肺がん、前立腺がんなど全てのがん検診の受診率について指標にする必要があるかと思っております。なぜ、乳がん検診のみが取り上げられているのか説明をお願いします。

（関係職員）

前期基本計画策定当時、国で推進しておりましたがん検診推進事業の検診対象事業が乳がんであったことから指標に設定しておりますが、その後も継続的に推移を把握する目的もあり、後期基本計画（試案）におきましても指標とさせていただいております。

（会長）

委員。

（委員）

一定理解はしますが、やはり全体としての目標も明らかにしていただきたいと思っております。

次に、寝屋川市としてどのような取組を行えば健康になるのか、また、どのような地域で不健康の方が多いのかなど、市全体におけるデータは持っていますか。

（会長）

委員の質問の趣旨をもう一度お願いします。

（委員）

データに基づいて、健康増進に係る計画を策定しているのかと思いますので、行政はデータを持っているのかとお聞きしたものです。

（関係職員）

市では、現在、国民健康保険の加入者に関する情報であれば、介護保険と特定健診のデータを活用し、どのような病気の方が多いのかなどの分析を行っておりますが、市全体といたしましては、やはり全国健康保険協会に係る各種データなどの活用も必要となってくるかと思しますので、掌握は困難であるかと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

今後、様々なデータを活用する中で医療体制の充実が図られていくものと思いますが、医療を受けに行ける体制づくりも含めて考えていただきますようお願いしておきます。

（会長）

ほかにございませんか。委員。

（委員）

まず、現状と課題ですが、社会背景として“健康寿命の取組が全国的な課題に挙がっております”など、健康寿命に関する記載を入れていただきたいと思いますと考えております。

次に、施策の展開「医療体制の充実」に地域医療の充実を図りますとありますが、市民意識調査では医療機関の偏在が課題として捉えられている中で、地域医療を充実するために具体的にどのような取組を行っていくのかなど、確認させていただけますか。

（関係職員）

確かに地域によって医療機関の多少はありますが、医療機関のほか、市が実施する休日診療、北河内各市で実施する夜間救急センターの運営なども含めて地域医療の充実を図るものです。

（会長）

委員。

（委員）

他部署ともうまく連携を図りながら、医療機関に通うための公共交通機関の整備等も含めて情報発信をお願いしたいと思います。

次に、重点取組項目「各種健診などの実施」ですが、他市では啓発以外にも健康診査の受診率を向上させる方策を行う工夫が見られます。受診率を上げるためにも、そのような他市の取組などを参考にいただければと思います。

また、重点取組項目「健康意識の啓発」ですが、全体的に健康づくりを推進することは、市民意識調査の結果においても非常に満足度の高い分野となっております。そのような現状から、啓発をベースとして、更に進化させ、データヘルス計画での取組等を行っていくべきでないかと思っておりますが、その中であえて健康意識の啓発をまだ、重点取組項目として設定している理由を改めて確認させていただきたいと思います。

（関係職員）

健康意識の啓発ですが、市民一人一人に健康に対する意識を持っていただくことが大切であるとの考えから重点取組項目に設定させていただいておりますが、引き続き市民の方々に啓発を行う中で健康に関心を持っていただき、がん検診などの様々な検診を受診していただきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

啓発は全ての事業でベースとして大切であると思っておりますが、ある一定取組が進めば、次にステップアップしていくことが大切であると考えております。その中で啓発のままであるとするならば、健康に対する知識だけではなく病気の性質などの啓発にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、施策指標「重症化リスクが特に高い、高血糖、高血圧の人の割合」ですが、先ほど現状と課題の中で健康寿命に関する記載を入れたはどうかという意見を申し上げましたが、施策指標においても、健康寿命の年数を目標とするなど、検討してはどうですか。

(関係職員)

国では健康寿命に関する数値を示されておりますが、市町村単位での健康寿命を算出することは現時点では困難ですので、今後研究してまいりたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

健康寿命に関する数値を算出している自治体もありますので、是非参考にいただき、様々な取組に活用してください。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

施策指標の数値は、寝屋川市で国民健康保険に加入されている方に対する数値でよいですか。

(会長)

数値の根拠ですね。関係職員。

(関係職員)

施策指標「乳がん検診の受診率」につきましては、市全体の検診受診者を踏まえた割合でございます。施策指標「重症化リスクが特に高い、高血糖、高血圧の人の割合」については、国民健康保険における特定健診受診者を踏まえた割合でございます。

(会長)

委員。

(委員)

乳がん検診の受診率は、市から案内が届いた方に対する割合ですか。

(関係職員)

基本は年齢対象が決まっており、乳がん検診であると40歳以上の方で偶数年齢の方が対象となり、それらの方々を母数としております。

また、全戸配布しております健康づくりプログラムなどで周知するとともに、対象年齢に達した方への通知、無料クーポン券の配布など、受診勧奨の案内をさせていただきます。

(会長)

委員。

(委員)

パートの方が職場で検診を受けた場合、施策指標の値としては下がると思いますがどうですか。

(関係職員)

おっしゃるとおり、職場で受診された方の把握はできていない状況ですので、今後その方法等について検討してまいりたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

分かりました。共働きの世帯も多くなってきておりますので、何とか把握できるようにお願いします。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ次に、後期基本計画試案の施策8「地域でともに支えあうしくみを充実する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入れ替えを行います。

委員の皆様にごこの際お願い申し上げます。是非要点を絞っていただいた上で、各施策に記載されている表現等に関する御意見をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、施策8につきまして、関係職員の説明を求めます。

(関係職員)

保健福祉部でございます。

それでは17ページ、後期基本計画試案の施策8「地域でともに支えあうし

くみを充実する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、近年、少子高齢化や核家族化の進行による家族形態の変化などにより、生活に不安を抱いたり、援助を必要とする人が増えており、市民一人一人の自立を地域全体で支えるため、高齢、障害、児童などの分野を超えた総合的な支援が求められています。

このような現状の下で、本市では「地域福祉計画」に基づき、地域住民による身近なまちかど相談所、サロンなどの小地域ネットワーク活動を推進しながら、“みんなですすめる地域福祉”に取り組んでいます。

今後も地域のあらゆる力を合わせて、援助を必要とする人が必要なときに適切な支援を受けられる体制づくりを一層進めていく必要があります。

次に施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「ネットワークの充実」でございます。

2つ目は「人材の育成と確保」でございます。

3つ目は「適切な生活支援と自立の促進」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに記載しています14項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は18ページに記載の「地域福祉活動の仕組みの充実」「生活困窮者の自立支援」でございます。

次に、市民の役割でございますが、「民生委員・児童委員活動への協力に努めます。」「地域福祉活動への協力・参加に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。御意見、御質問等ございませんか。

委員。

(委員)

最近、寝屋川市で大変な事件が起こり、地域のネットワークが崩壊していることが問題であると報道でも取り上げられている中で、是非、重点取組項目に、地域の子どもたちを地域で支えていく取組を設定すべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。

(関係職員)

地域で子どもを支える部分につきましては、子育て、教育担当課においても関係しておりますので、調整の上、検討していきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

どこで位置付けるのかも含めて議論していただければと思いますので、お願いいたします。

また、重点取組項目「生活困窮者の自立支援」の取組概要に生活困窮者自立支援法に基づくものとありますが、生活保護法で、最低限度の生活を下回っている方々に対してしっかり支援することも重要である中で、なぜ、生活困窮者自立支援法に基づく取組を優先させているのでしょうか。

(関係職員)

生活困窮者自立支援法については本年4月に施行され、新たな取組として市で力を入れて実施していくものとしているため、重点取組項目としては当取組がふさわしいのではないかと考えております。

なお、生活保護制度につきましても力を入れて実施しないということではなく、施策の展開などで触れさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

今年の４月からということは分かりますが、生活保護法も正に自立支援のための法律でもありますので、あえてこちらだけ重点取組項目として設定することに関してはやはり検討すべきであると思います。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

現状と課題の１段落目の１行目に家族形態の変化などとありますが、この「など」というのは、例えば、認知症の増加、一人暮らしの世帯の増加などが含まれるのかなとイメージしているのですが、それらを具体的に入れた方が分かりやすいのかなと思います。

次に、施策の展開「適切な生活支援と自立の促進」ですが、前期基本計画と同じ表現がされていますが、先程御説明いただいた、生活困窮者自立支援法の策定による環境変化がある中で全く同じ表現とすることに関しては検討が必要かと思います。

また、重点取組項目「生活困窮者の自立支援」はどの部署が取り組んでいるのでしょうか。

(関係職員)

保護課が委託しております社会福祉協議会で実施しております。

(会長)

委員。

(委員)

生活困窮者の自立支援は非常に重要な取組であり、行政全体として関係部署が連携して進めていく必要があると思います。

また、重点取組項目をあえて2項目しか設定しない必要性が少し考えにくいところと、市予算の割合でも大部分を占める生活保護の適正化に関して重点取組項目に設定する必要があるのではないかと思います。

(会長)

分かりました。

委員。

(委員)

市民の役割に民生委員・児童委員活動云々ありますが、これは市民に民生委員・児童委員になっていただきたいということですか。

(関係職員)

委員になっていただくというより、民生委員・児童委員が行う様々な活動への協力をお願いしたいという意味です。

(会長)

委員。

(委員)

それであれば、もう少し分かりやすいような表現に変更した方がよいかと思います。

(会長)

表現の仕方を考えてください。

委員。

(委員)

施策指標「まちかど福祉相談所の相談件数」ですが、前期基本計画でのめざそう値が580件に対して現時点での実績値が1,275件であり、実績として倍

くらいの伸びがありますが、平成32年度めざそう値が1,410件と伸びが大分落ちているんですけど、どのような根拠で平成32年度めざそう値を設定しているのでしょうか。

（関係職員）

まちかど福祉相談所は過去から相談所も増えてきていたため、今までは実績としてめざそう値を達成したものとなります。平成32年度めざそう値の設定については、高齢化の伸び率を乗じた数値を実数値として表しております。

（会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

委員。

（委員）

先程言われました施策指標「まちかど福祉相談所の相談件数」ですけれども、相談に対する解決件数を目標とした方がよいのではないかと思います。

（会長）

御意見としてお聞きください。

ほかにございませんか。委員。

（委員）

まちかど相談所は、現在寝屋川市でどれくらい開設されているのでしょうか。また、市の目標として、具体的な設置箇所数など考えておられるのでしょうか。

（関係職員）

平成27年9月に設置する予定の施設も含めて13か所でございます。また、今後の相談所の設置に関する方向性ですが、行政からではなく、地域からの働きかけにより設置するものであるため、具体的な設置箇所の数値目標はご

ざいません。

(会長)

委員。

(委員)

市として活動を推進させるという取組であるため、地域に任せるということ自体が良いのか疑問です。

(会長)

まちかど福祉相談所の事業内容についての御意見をいただきました。施策指標とすることについては特に御意見はございませんか。

委員。

(委員)

市として、まちかど相談所を全24小学校区に設置していくのかどうか、どう考えておられるでしょうか。

(会長)

施策指標の実績値とめざそう値が当内容で設定していいかどうかという御判断をいただければと思います。ただ、そういう御意見があるということは理解させていただきますのでお願いします。

委員。

(委員)

当施策が民間の方々と協力・連携しながら進めていくものと思いますが、民生委員・児童委員、福祉協議会などの委員の担い手が減っている現状にあるかと思いますが、そういったことも踏まえた今後の対策について何かお考えがあれば教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

民生委員・児童委員の担い手がいないということは市民の役割にある内容についての御意見でしょうか。

(委員)

もし担い手を求めていかないということであれば、市として何か他の対策を行っていく考えがあるのか、または、あくまで委員に協力を最大限お願いするような施策になるのかどうかということです。

(関係職員)

担い手がいないという状況はありますが、民生委員は推薦委員会で推薦させていただいておりますので、その推薦回数を増やすことで、徐々に欠員状況は解消できているかと思っております。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ、後期基本計画試案の施策9「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」の審議に入らせていただきます。

委員の皆様、何度も恐縮ですが、慎重審議いただきありがたいんですけれども、限られた時間で審議を進めていく必要がありますので、施策について、この表現、内容でいいかどうかという部分で御審議いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、施策の説明をしてください。

(関係職員)

それでは、後期基本計画試案の施策9「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、高齢化は諸外国に例を見ないスピードで進行しており、本市においても平成27年8月1日現在、高齢化率が27.1パーセントであり、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況になって

おります。

次に、施策の展開でございますが、現状と課題の認識の下、課題の解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「高齢者の社会参加の支援」でございます。

2つ目は「介護予防の推進」でございます。

3つ目は「介護サービスの充実」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる15項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は20ページ上段に記載の「高齢者の社会参加活動への支援」「地域包括支援センター機能の充実」でございます。

次に、市民の役割については、記載のとおりでございます。

なお、施策の進捗を表す施策指標についてですが、「地域包括支援センターの相談件数」につきましては、平成26年度の実績値がめざそう値を上回っております。これは、昨年度にめざそう値を設定する際に、平成25年度の実績値に高齢者保健福祉計画で推計している高齢者人口の伸び率を乗じて設定したものでございます。今回、地域包括支援センターを9か所から12か所に増設した効果もあり、このような結果となっております。当施策指標につきましては、平成26年度実績値に高齢者人口の伸び率を乗じて再度設定を行いたいと考えております。また、「介護予防事業の参加者数」も同様の考え方で設定しておりますので、こちらもあわせて再度設定させていただきたいと考えております。直近の平成26年度の実績値に高齢者人口の伸びを乗じますと、「地域包括支援センターの相談件数」のめざそう値は6,700件、「介護予防事業の参加者数」のめざそう値は14,500人となります。

市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、御意見、御質問ありますでしょうか。委員。

(委員)

前期基本計画では、「介護予防の推進」「介護サービスの充実」などが重点取組項目に設定されていたかと思いますが、後期基本計画試案では、「地域包括支援センター機能の充実」ということで、介護保険施策の中の一部の取組を取り上げているものとなっております。高齢者の社会参加と自立支援促進では、基本として介護保険制度の充実に関する取組を重点取組項目として取り上げて進めていく必要があるかと思いますが。

(関係職員)

介護保険制度の改正により、団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年を目途に、地域包括ケアシステムを構築するということとなっております。地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関として、地域包括支援センターがございますので、その施設の機能を充実させることは非常に重要なことであると考え、重点取組項目として設定しているものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

一定理解しますが、施策の展開に「介護予防の推進」「介護サービスの充実」があるので、重点取組項目に介護保険制度の充実に関する取組を設定した方がより市民にとって分かりやすいのではないかと思います。検討していただければと思います。

次に、施策に掲げる全ての取組シートにおける取組項目の中で「老人医療助成業務」がありますが、重点取組項目とまではいかなくても、もう少し施策の展開などに取り上げられてもいいんじゃないかと思いますので、要望だけしておきます。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

まず現状と課題ですが、先ほどの施策8「地域でともに支えあうしくみを充実する」と重複しているかと思いますが、この5年間の中で大きく判明した認知症のこと、また、家族形態の変化に伴う一人暮らし高齢者の増加などについて記載していく必要があるかと思います。

また、2段落目の3行目に地域包括ケアシステムを構築する必要がありますと記載されておりますが、具体的な実施計画、もしくは地域包括ケアシステムの基本構想など、国から求められているのか確認させてください。

(関係職員)

地域包括ケアシステムは、市町村の実情に応じて策定するものとされております。そういった意味では、国から求められてはおりません。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開「高齢者の社会参加の支援」について、非常に大切なことであると思いますが、実行シートにある記載内容では少し物足りない思いをしておりますので、実際に事業として充実されるようお願いしておきます。

次に、施策の展開「介護サービスの充実」において、医療と介護のネットワークをいかした連携とありますが、“ネットワーク”と“連携”はほぼ同義語だと思いますので、表現について検討していただければと思います。

また、重点取組項目ですが、今後の高齢社会を支える中で一番大きな課題であり、目標としては、地域包括ケアシステムの構築であると思いますので、そこについて地域包括支援センター機能の充実ということで表現されていると説明がありましたが、明確に地域包括ケアシステム構築に関する取組であることを表に出していくべきであると考えます。また、介護保険サービス制度に関する取組についても重点取組項目として設定していただきたいと思い

ます。

最後に、施策指標「地域包括支援センターの相談件数」についてですが、新規相談件数であるという理解でよろしいんですか。

（関係職員）

新規件数のみではございません。

（会長）

委員。

（委員）

分かりました。

それと、施策指標「介護予防事業の参加者数」ですが、保健福祉計画との整合性は図られているのでしょうか。

（関係職員）

計画を踏まえております。

（会長）

委員。

（委員）

「介護予防事業の参加者数」について、保健福祉計画では平成29年の目標値で約17,000人となっており、少し違和感を感じたものですから改めて御確認いただきたいと思います。

（関係職員）

精査させていただきます。

（会長）

ほかにございせんか。委員。

(委員)

市民の役割について、3つ設定していただいておりますが、老老介護、在宅介護などが世間的に話題となる中で、例えば市からの介護に関する情報発信を家庭において受けることについて記載すれば、もう一段様々な施策の方向性が出てくるかと思いますので、要望しておきます。

(会長)

ほかにございせんか。

なければ、後期基本計画試案の施策10「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入れ替えを行います。

準備ができましたら、説明してください。

(関係職員)

それでは、後期基本計画試案の施策10「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進行する中、国においては様々な施策展開が図られております。本市におきましては、「障害者長期計画」「障害福祉計画」に基づき、様々な取組を推進しているところでございます。障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、総合的かつ体系的に推進してまいります。

次に、施策の展開でございますが、先ほど申し上げました現状と課題を踏まえまして、課題の解決に向けて4つの施策を実施してまいります。

1つ目は「発達支援システムの充実と推進」でございます。

2つ目は「障害についての更なる理解の促進と相談支援の充実」でございます。

3つ目は「就労支援の充実」でございます。

4つ目は「地域生活に対する支援の更なる推進」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる16項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は22ページに記載の「障害福祉サービスの充実」「地域生活支援事業の推進」でございます。

次に、市民の役割については、記載のとおりでございます。

なお、施策の進捗を表す施策指標についてでございますが、居宅介護（ホームヘルプ）及び移動支援（ガイドヘルプ）のサービス利用量につきましては、めざそう値を設定する際に平成25年度実績を基に毎年2パーセントの伸びを見込んで算出したものでございますが、昨年度は第4期障害福祉計画の策定年度でございましたので、同計画との整合性を図りつつ、改めてめざそう値を設定することとし、同計画に示された計画値を基に平成30年度以降の伸び率を毎年2パーセント程度と見込んで、めざそう値を設定いたしました。具体的には、「居宅介護（ホームヘルプ）サービス利用量」のめざそう値は1か月当たり12,000時間、「移動支援（ガイドヘルプ）サービス利用量」のめざそう値は年当たり102,000時間となります。

市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

（会長）

説明が終わりました。

それでは、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。委員。

（委員）

現状と課題、施策の展開など、全体的に障害がある人、その家族、関係者の意見を反映させた上で施策展開をしていくという基本姿勢を明らかにした方がいいのではないかと思います。どのように考えておられますか。

（会長）

背景に市民の声はあるかどうかということですね。

（関係職員）

障害福祉計画につきましては、市のみで考えるのではなく、市民の意見を反映した計画となっており、後期基本計画試案におきましても、当該計画との整合が図られるように作成しているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

そういうことであれば、施策の展開などに関係者、障害を持っておられる方の意見を反映させた上で施策を展開しますという表現を記載する方が、当施策が一般的な市民においてはなじみがない中で理解を得やすいかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、取組項目に「あかつき・ひばり園の運営管理」とありますが、指定管理者制度を導入している施設において、適切な運営管理を行うのは基本的に指定管理者であり、市が行うことは、指定管理者が市から委託したことをきちんと運営しているかどうか確認することではないのですか。

また、そのような書き方に変更するのであれば、重点取組項目に設定した方がいいのではないかとと思うんですがどうですか。

(関係職員)

検討いたします。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ、続きまして後期基本計画試案の施策11「子育てしやすい環境を整備する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入れ替えを行います。

準備ができましたら、説明をお願いします。

(関係職員)

それでは、後期基本計画試案の施策11「子育てしやすい環境を整備する」につきまして説明させていただきます。

まず、現状と課題についてですが、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行う幼保一体化も視野に入れた子育て支援の充実を図る必要があります。本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を着実に推進し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図っており、今後も、保護者の方々が子育ての喜びを感じられるように地域子育て支援拠点、保育所等が連携して子育て支援事業に取り組み、地域全体で子育てを支援するとともに、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進していく必要があると考えております。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「幼児期の教育・保育の質の向上」でございます。

2つ目は「地域の子ども・子育て支援の充実」でございます。

3つ目は「要保護児童への対応の充実」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる13項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は24ページに記載の「保育環境の整備」「孤立しがちな家庭への支援」でございます。取組概要は記載のとおりです。

次に市民の役割でございますが、「地域で子育てを支えます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。委員。

（委員）

施策に掲げる全ての取組シートに「地域子育て支援拠点の充実 1、2、3」とあるんですけど、何が違うんですか。

（関係職員）

1、2、3と分けておりますが、それぞれ地域子育て支援の場所で分けておりまして、1については子育て支援センター、つどいの広場、2については寝屋川市駅の近くにあるこどもセンター、3につきましては母子保健関連の取組となっております。

（会長）

今説明があったことは、この施策の中に反映されているわけですね。

（関係職員）

それらを踏まえて、施策の展開等を含めさせていただいております。

（会長）

委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。委員。

（委員）

施策の指標「保育所待機児童数（4月1日現在）」において実績値0、めざそう値0ですが、これは、待機児童がないという理解でいいですか。

（関係職員）

待機児童の数値の意味ですけれども、平成26年度は実績として0ということですが、以前には平成25年、平成24年と待機児童が出ている状況であり、平成27年度以降につきましても、年々保育所入所希望者が増えてきて

いる状況の中にあっても4月1日現在、待機児童ゼロを目指して取り組んでいきたいという目標を設定したものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

待機児童の解消に取り組むという意識、目標のために設定していることであれば、年度途中においても解消できるように努力してもらいたい。意見だけにしておきます。

(会長)

委員。

(委員)

まず、施策の展開「要保護児童への対応の充実」で児童虐待の未然防止に取り組みますとありますが、当内容を踏まえ、重点取組項目に設定していただきたいと思います。

(関係職員)

重点取組項目「孤立しがちな家庭への支援」において、児童虐待の未然防止という部分も含めておりますので、そこでしっかり取り組んでいきたいと考えております。

(会長)

よろしいですか、委員。

(委員)

市民の役割で「地域で子育てを支えます。」とありますが、もう少し分かりやすい形での記載に変えていただければと要望しておきますので、お願い

します。

あと、施策の展開「幼児期の教育・保育の質の向上」で、質の高い教育・保育を実施するとありますが、質の高いというのは、誰がどのように判断して、質の高低が定まるのか分かりにくいかと思いますがどうでしょうか。

（関係職員）

第三者評価により判断していくということもありますし、保護者とともに質を高めていくということもあるかと思うしますので、今後工夫していきたいと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

目標として、子どもたちの保護者、関係者が満足できる教育・保育があるかと思うので、お願いしておきます。

次に、実行シートで、子ども医療費助成業務が小学校卒業までの子どもたちの助成になっているのですが、今年の7月から高校卒業までに拡充されているので、変更していただくということによろしいですか。

（関係職員）

はい、変えさせていただきます。

（会長）

委員。

（委員）

最近の子どもに関する事件も踏まえ、施策の展開や重点取組項目の中で、子どもたちの安全・安心を高めるための地域の子育て力をどうしていくのか触れておくべき問題ではないかと思うので、検討をお願いしたいと思い

ます。

(会長)

では、委員。

(委員)

市民の役割についてですが、子育て家庭が主体として担う市民の役割についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

(関係職員)

子育ての第一義的責任は家庭にあると考えておりますが、それが前提ということであれば、色々子育てに悩むことなどあれば、地域で相談しやすい環境づくりを行っていくということがあるかと思います。

(会長)

委員。

(委員)

地域に子育てなどお願いすることが多いのですが、子育て情報の共有など、家庭が主体的に行う必要があるのではないかと思います。

(会長)

市民の役割の中にそういう表現を盛り込むべきという御意見ですか。

(委員)

はい。

(関係職員)

子育て力を高めていただくための研修等も実施しておりますので、御意見を踏まえ、記載について検討してまいります。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

現状と課題の1段落目の2行目と3行目ですが、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み育てることができる環境整備」という文章は主語が抜けており分かりにくいと思います。

その他にも何となく1つの文章が長くて、頭を使って読みこなす必要がありますができるだけ分かりやすい形で、読んですぐに分かるように検討していただきますようお願いしたいと思います。

それから現状と課題の中で1段落目の5行目に、子育て支援の充実を図る必要がありますとありますが、ここでは、本市でということになりますから、本来は求められていますという表現の方が的確かと思います。

次に、施策の展開「地域の子ども・子育て支援の充実」に子育てを支援する人材を育成しますとありますが、これは有給の方なのか、それともボランティアを指してるのか確認させてください。

(関係職員)

ボランティアも有償ボランティアという考え方がありますので、有償、無償を含めてと考えております。

(委員)

それであれば、支援していただくという表現の方がよりの確なのかなと思います。

それから、重点取組項目「保育環境の整備」に計画的に保育環境を整備しますとありますが、計画策定などの裏付けがあつてこのような記載になっているという理解でよろしいのでしょうか。

(関係職員)

そのとおりでございます。具体的には、子ども・子育て支援事業計画の中にそういった記載を含んでおります。

(会長)

委員。

(委員)

分かりました。

それから、後期基本計画試案の中で、保育所と幼稚園については触れられているのですが、それ以外に在宅で子どもを育てられている方々への支援に関する取組がないのかと思います。是非、重点取組項目として取り上げていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがですか。

(関係職員)

重点取組項目としてではなく、施策全体として在宅の子育て世帯に対する支援についても力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

(委員)

是非お願いしたいと思います。

次に、施策指標「地域子育て支援拠点の利用者数」ですが、子ども・子育て支援事業計画と乖離している数値設定になっていると思いますので確認していただきますようお願いいたします。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

子育て世代の社会進出を考えた時に、仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくりということも必要なのではないかと思います。

(会長)

表現として施策に盛り込むかどうかということですが。

(委員)

企業にも様々な努力を行ってもらうなど、子育てを支援する企業が増えていくような仕組みが広がっていけばいいのかなと思った次第です。

(会長)

今おっしゃった表現を盛り込むということは、どうかということです。

(関係職員)

そういった表現が入れられるかどうか検討してまいります。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、後期基本計画試案の施策12「安心できる環境衛生を確保する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入れ替えを行います。しばらくお待ちください。

準備ができましたら、説明していただきたいと思います。

(関係職員)

保健福祉部でございます。

それでは、後期基本計画試案の施策12「安心できる環境衛生を確保する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、社会経済活動の拡大や都市化の進展に伴って、環境や人の健康に影響を及ぼす事象が発生しています。日々の生活が健康的に送れるよう快適で安心して生活できる環境を確保するとともに、良好な公衆衛生の維持・向上を図ってまいります。

次に、施策の展開でございますが、先ほど申し上げました現状と課題を認識し、課題の解決に向け3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「感染症の予防」でございます。

2つ目は「良好な環境衛生の維持」でございます。

3つ目は「良好な生活環境の保全」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる4項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は26ページ記載の「各種予防接種事業の推進」「環境衛生業務」でございます。

次に、市民の役割でございますが、記載のとおりでございます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

では、何か御意見、御質問ございませんか。

委員。

(委員)

施策の展開「良好な生活環境の保全」に市域の水路等で発生する害虫への対策等々とありますが、悪水質の悪臭対策という点についても付け加えていただきたらと思います。

(会長)

関係職員。

(関係職員)

御指摘のとおり、水質機能が濁質で付近の住民の方に御迷惑をおかけしている箇所もたくさんございますので、その点も十分配慮して、今後の行政を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

施策の展開で触れる可能性があるということですか。

(関係職員)

検討いたします。

(会長)

委員。

(委員)

施策12「安心できる環境衛生を確保する」と施策27「環境に配慮したまちづくり」とは、どのように区別されているのか説明をお願いします。

(事務局)

前回、後期基本計画試案に関する前期基本計画からの変更点について説明した中で、前期基本計画における「環境を保全する」という施策から環境衛生に特化した施策として、施策12「安心できる環境衛生を確保する」を新たに設定したものです。

(会長)

委員。

(委員)

辞典で環境衛生の意味を調べると、人間を取り巻く環境改善を保全し、疾病の原因となる条件を除去し、健康の保持、増進を図ることと書いてありまして、重点取組項目「環境衛生業務」の取組概要が飼い犬の登録、狂犬病、所有者不明猫というところに大きな疑問を持っております。先程委員からもありましたように水路の悪臭対策など大きな問題について意識し、環境衛生というものを、もう少し大きく捉えて、行政として取り組んでいく必要があ

るかと思しますので、お願いしたいと思ひます。

(関係職員)

庁内関係部局とも調整しながら検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

当施策については、取組項目が4つしかない中で、1つの施策として新規に設けるには少し弱いなという思ひがあり、つまりは必然性が感じられなかったところがありましたので、一応感想として述べさせていただきます。

施策の展開「良好な生活環境の保全」ですが、浸水被害世帯への消毒液散布が日常的事として書かれているわけですが、日常にいつもあることではないため、浸水被害発生時とか、そのような表現を入れてはどうかと思ひます。

また、施策の展開「感染症の予防」に新型インフルエンザ等発生時とありますが、それ以外にも発生の前兆を捉える方法ということがありますので、発生の前兆が起こった折に迅速かつ適切になどの表現に変更してはいかがですか。

(関係職員)

委員のおっしゃるとおり新型インフルエンザについては、海外での発生時から動向を見ていきますので、文言に関しては今後検討させていただきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

それから、施策指標ですが、この2つの指標とされた理由を確認させてください。

（関係職員）

狂犬病予防注射の接種ということで、環境衛生に配慮したということを踏まえて設定したものとなっております。

（会長）

委員。

（委員）

「BCG接種率」については、ほぼ実績値100パーセントに近いところですし、「狂犬病予防注射の接種率」についても分母の考え方に疑問の残るところもありますので、意見として申し上げます。

（会長）

ほかにございませんか。委員。

（委員）

施策の展開「感染症の予防」で新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切とありますが、ここに例えば医療、関係機関の連携などの文言を入れた方がよいのではないかという意見を申し上げます。

（会長）

ほかにございませんか。

なければ、次にまいります。後期基本計画試案の施策13「就学前教育を充実する」の審議に移ります。

関係職員の入れ替えを行います。

準備ができましたら、説明をお願いします。

(関係職員)

それでは、後期基本計画試案の施策13「就学前教育を充実する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、子どもたちの基本的な生活習慣や適切なコミュニケーション力をいかに育成するか、また保護者の子育てをいかに支援するかが課題であると捉えております。そのために、家庭・地域を始めとする様々な人たちの交流、そして私立幼稚園、認定こども園、保育所、保育園等との連携を進め、寝屋川市全体の就学前教育の充実を図る必要があると考えております。

次に、施策の展開でございますが、先ほど述べました課題の解決に向け、「特色ある幼稚園づくり」を実施してまいります。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる3項目により具体的に取り組を進めてまいります。重点取組項目は28ページに記載の「幼児期の発達に応じた教育の推進」であり、取組概要は記載のとおりでございます。

次に、市民の役割、施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましても、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、何か御意見、御質問等ございますか。

委員。

(委員)

現状と課題2段落目の1行目に質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行う幼保一体化も視野に入れという記載がありますが、具体的な計画等を市で策定しているのでしょうか。

(関係職員)

幼保一体化の計画ということではなく、効率的な運営を考える中で、様々な検討を行っていきたいということでございます。

（会長）

委員。

（委員）

計画もない中で、突然記載されているというのは違和感を感じますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、市民の役割に、「園、地域との連携に努めます。」「園で行われる行事などへの参加に努めます。」とありますが、この園というのは、寝屋川市内にある幼稚園全てを指しているのですか。それとも、公立幼稚園だけですか。

（関係職員）

公立幼稚園だけでございます。

（会長）

委員。

（委員）

市内の子どもの大半は公立幼稚園よりも私立幼稚園に通っており、基本計画としての指標としてはあまりふさわしくないのではないかと思います。市民の役割として、私立幼稚園を含めた地域と連携して欲しいというような内容について、市としては考えていないということなのですか。

（関係職員）

私立幼稚園に対しても連携を呼びかけていくという観点で勘案していきたいと考えております。

(会長)

委員、よろしいですか。

(委員)

現在は私立幼稚園の方が公立幼稚園に比べて多くあるので、現状と課題などにおいて少しでもいいから私立幼稚園についても触れて市内全ての子どもたちに対する市としての目標を明確にした上で、計画を策定していただきたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

まず、就学前教育を充実するという施策のタイトルなんですけども、全ての小学校に入る前の子どもたちを指すのかどうか確認させてください。

(関係職員)

そのように捉えております。

(会長)

委員。

(委員)

そのように捉えているのであれば、先ほどの私立幼稚園についても一歩突っ込んだ中で取組設定するなどお願いしたいと思います。

それと、現状と課題ですが、特に後段については特色ある幼稚園づくりしか示されていないので、先ほどの説明にあった全ての子どもを対象とするとした施策というところと少し違いが生じているかを感じるんですが、そこについてはいかがでしょうか。

(関係職員)

全ての就学前の子どもたちの教育を勘案しますが、市が管轄しております5つの公立幼稚園を起点として、そこから広がるものとして記載しました。

(会長)

委員。

(委員)

その中で施策の展開として、今後、幼稚園、保育所、小学校が連携することも必要になってくるかと思いますが、どうでしょうか。

(関係職員)

あくまで寝屋川市の公立幼稚園を起点として、その施策の中から連携して、例えば特色ある幼稚園づくりの成果や合同研修を開催したり、連絡会を開催する中で、就学されている子どもについては私立幼稚園や保育所園についてその取組を広げていき、また、私立幼稚園等が行う取組についても連携を図る中で参考にさせていただいております。そして、先ほども少し出ておりましたが、在宅で就園されていない子どもなどについては、特色ある幼稚園づくりの中で、地域の子どもたち全てを園に招き入れるということを特に公立幼稚園ではやっていきたいと考えておりますので、私立にそれをお願いはできますが、その範囲に留まりますので、より積極的に特色ある公立の幼稚園づくりということを施策の中心に据えさせていただいているということでございます。

(会長)

委員。

(委員)

今の説明でよく分かりましたので、それらのエッセンスを現状と課題、施策の展開に入れていただきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ、後期基本計画試案の施策14「学ぶ力を育成する」の審議に入らせていただきます。

後期基本計画試案の施策14「学ぶ力を育成する」の審議に入ります前に、8月18日付けで寝屋川の教育を考える会から、また8月19日付けで寝屋川市教職員組合から、また8月25日付けで寝屋川市退職教職員の会から、同施策の重点取組項目「小中一貫校の設置」について、それぞれ要望書の提出がございました。

寝屋川の教育を考える会は、意見を述べる場を設けてほしいとの御要望、また、寝屋川市教職員組合及び寝屋川市退職教職員の会は、計画を策定しないよう求める内容でございます。

ここで事務局から、これらの要望についての趣旨をまず説明を求めます。

(事務局)

それでは、要望について御説明いたします。

まず、寝屋川の教育を考える会の要望内容につきましては、この提案が余りに唐突であり、拙速過ぎる、緊急に取り組まなければならない事業なのか、また、教職員の議論や総括を踏まえた上での提案なのか、PTAや地域の皆様との意見交換は行われているのかなど、審議会においてそれらの意見を述べさせていただき、慎重審議をしていただきたいとの要望でございます。

次に寝屋川市教職員組合につきましては、チャイムの問題、安心・安全の問題（廊下での出会い頭のけが）、プール等の使い方、運動会、小学校や体育大会、中学校の学校行事、9年間のカリキュラムは、6年生がリーダーになれない、中1ギャップ解消になるのか、学校の統廃合が避けられない、教育予算は教育現場の切実な声に応じて使って欲しいなど、9項目の問題点があることから、計画策定をしないよう慎重な審議を求める要望でございます。

次に寝屋川市退職教職員の会につきましては、子どもの安全、成長、発達、学校の運営などの面で危惧する点が多々あるため、慎重に審議し、策定しな

いことを望むとの要望でございます。

以上でございます。

(会長)

続きまして、意見を述べる機会についてでございますが、総合計画審議会規則第6条におきまして、「会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」と規定されておりますが、ここで委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

委員。

(委員)

今、事務局から説明のありました要望も出てるわけですから、所管からこの要望を踏まえた説明を聞くのがスムーズな展開であり、筋ではないかと思っています。

(会長)

今、委員から、関係職員からまず施策の内容について、団体の御要望も踏まえた上での説明を受けるべきであるという御意見でございました。そのように進めさせていただいて、よろしいですか。

委員。

(委員)

委員から話がありましたように所管から一度お話を聞くということにさせていただきますらどうかと思います。

(会長)

ありがとうございます。

委員。

(委員)

要望書について中身を見せていただけると非常にありがたいのですが。

(会長)

今、委員から団体からいただいた御要望、これを各委員の皆様に提示してはどうかという御意見がございました。委員から申入れがあったので、皆さんから異議がなければ配布させてもらいますけど、よろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、事務局、すぐにお配りしてください。

この資料につきましては、委員には今始めて見ていただくということになります。この内容を踏まえて、関係部局の説明を受けたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(関係職員)

学校教育部でございます。

後期基本計画試案の施策14「学ぶ力を育成する」について御説明いたします。

まず、現状と課題につきましては、小・中学校は、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を育成する場でございます。本市では小中一貫教育を進める中で取り組んでまいりましたけれども、今後国の動向を踏まえ、更に進めてまいります。

続きまして、施策の展開でございますが、記載のとおりでございます。

続きまして、重点取組項目についてでございますが、記載のとおり3つ掲げております。「小中一貫校の設置」「確かな学力の育成」「英語教育の充実」とあり、要望書の関係上3項目のうちの「小中一貫校の設置」につきまして、詳しく御説明させていただきます。

国における小中一貫教育の制度化を踏まえ、進めてまいりたいと考えてお

ります。このたび、学校教育法等の一部を改正する法律が本年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。この法律につきましては、文部科学大臣が平成26年7月29日に中央教育審議会に諮問し、パブリック・コメント手続での意見も踏まえ、答申を受けた後、通常国会に法案提出して可決されたものでございます。

今回の改正につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものでございます。この義務教育学校につきましては、施設一体型である小中一貫教育学校と、施設分離型である小中一貫型小学校・中学校の2タイプになり、前期課程の小学校段階と後期課程の中学校段階に分けられます。ただし、学年の区切りは学校が柔軟に決められるようになり、4・3・2制、5・4制など、多様な区切りも可能となります。現在、施設一体型の小中一貫校は148校であり、来年度開校する学校も含めると185校、その後、平成31年までにはさらに38校が開校する予定になっております。

そのメリットとして、小学校、中学校が一体化しているため、方針が速やかに決定される、教員が小中両方の免許を所持していることで、教科担任制を導入しやすくなる、9学年の子どもが共に生活することで、異なった学年が異学年交流を行いやすい、教員が共に勤務することで、日頃から情報共有や打ち合わせが行いやすいなどがあると認識しております。

小中一貫教育につきましては、いくつかの団体等から慎重審議を望む要望書が届いておりますが、その中に挙げられている懸念としましては、例えばチャイムをどこで鳴らせばよいのか、運動場で小学生と中学生が一緒に運動した場合、ぶつかってけがをするなど危険ではないか、プールの使い方はどうするのか、6年生がリーダーになれないのではないかと始め、様々な課題を挙げていただいております。全国にある施設一体型の小中一貫校では、チャイムにつきましては小学校と中学校で音色を変えたり、ノーチャイムにより生徒の自主性を育てる工夫をしたりすることで対応したり、運動の危険性については2つのグラウンドで別々の活動をしている学校や、一緒に活動する場合は中学生が小学生を思いやって、模範になろうとする意識の高まりの中、運動場においても上級生が下級生をいたわる場面があったり、プールに

については2つプールを設置したり、1つの場合には水深調節台を使用して、学年ごとに深さを変える工夫をしたり、それから6年生のリーダーとしての意識、これにつきましては前期課程の小学校段階の独自の行事を企画して、その企画運営を6年生が担当することにより解消できたなど、それぞれの学校の実態にあった方法で懸念の克服を行っているとの報告もあります。当然のことながら、メリットに対してデメリットもあると考えますが、それらについては、全国の施設一体型の様々な工夫を本市の実態に合わせて精査しながら進めていくことが必要であると考えております。

本市におきましては、平成17年度より施設分離型の小中一貫を進めてまいりました。その小中一貫校につきましては、その延長にあるものという認識であります。さらに、小中一貫校の設置は市長の意向でもあるため、積極的に進めていきたいと考えております。

「確かな学力の育成」「英語教育の充実」につきましては、記載のとおりでございます。

それから、市民の役割、施策指標、市民意識の指標につきましても記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

あらかじめ申し上げますけれども、今後の後期基本計画試案の取扱いにつきましては、中間答申というのがございまして、そこで委員に議論していただき、また、その後パブリック・コメント手続という市民の御意見をお聞きする場もございます。また、具体的な施策につきましては、条例等が上がってきた段階で議会でも審議されることになっております。

そういうことを踏まえまして、要望を出されております団体の意見を述べる場について御協議いただきたいと思います。

委員。

(委員)

教育委員会から小中一貫校に関して、非常に詳細な説明がありました。これは後期基本計画試案の方針ということで、何も小中一貫校の設置だけを議論する場でもございませんし、このまま議論を進めていった方がスムーズではないかと、それが筋ではないかという意見を述べさせていただきます。

(会長)

委員。

(委員)

出された要望書についての教育委員会側からの反論というものを説明いただいたように思います。やはり要望書を出した側の意見というものも直接聞いた上でないと、メリット・デメリットについて判断しにくいものと思いますので、是非とも私は意見を聞いてみたいと思います。また、より大きな問題だと市民の方が捉えておられるなら、より深い議論をここすべきだと思います。

(会長)

委員。

(委員)

先ほど教育委員会からお話があったように、寝屋川市の中では小中一貫教育という形で進められてきました。そして、全国的にも小中一貫校が実際に既に運営されておりますし、国でも法改正があったと先ほども説明がありました。そういう中で、実際に審議会に臨むに当たって、前もってこういう計画書も試案としていただいているわけですし、それぞれの立場から良識を持って、これを審議するということが第一であろうと思います。その上で、審議会の中で、委員において確認したい事項が出てきた際には、関係者からの意見聴取も必要だと思います。出された要望について、その都度、意見聴取することとなりましたら、逆の立場にある方々の御意見も聞く必要が出てくるかと思いますので、やはり審議会としての立場、また委員としての立場で

考えましたら、先ほどいただいた教育委員会の説明で事足りると判断いたします。

（会長）

今、委員から、このまま審議を続けてはどうかという御意見と、聞くべきだという御意見がございました。いかがいたしましょうか。

（委員）

今回、意見を聞かないということで決定するのであれば、一旦ここで本日は締めていただいて、配布された要望書を読んでいただいた上で、次回、議論していただくということは最低限、審議会としても確認したものと言えるのではないかと思います。

（会長）

あえて持ち帰って、目を通した上で審議に臨みたいと、そういう御意見の方が多数であれば、そのようにさせていただきたいと思いますし、それはもう必要ない、今の説明で十分理解できたと、このまま審議を続けてこの施策を審議しようという御意見の方が多ければ、そのようにさせていただきます。

委員。

（委員）

今、この件につきましては、国の制度が基本としてあれば、それに沿って、寝屋川市が本計画に設定して進めていったらどうかと思います。

（会長）

このまま進めさせていただくということですね。多数決をとるというようなことはできるだけしたくないですが。

委員。

（委員）

ここの要望書で、各項目については先ほど教育委員会から大まかな御説明をいただきました。この後期基本計画がそれほど具体的な内容まで踏み込むのかどうかではなくて、方向性を決めるものでもありますので、そういう中におきまして一旦持ち帰ってというところまでは必要ないかと思います。このまま続行いただけたらと思います。

(会長)

今、委員からも御意見ございましたように、これで全てが決まってしまうというようなものではなく、これから具体的な内容について進められていくという基本的な計画でございますので、そのところを御理解いただきたい旨の御意見だったと思います。

委員。

(委員)

私からも同じような意見になると思うんですけど、ここに書かれている重点取組項目の取組概要を読みましても、今までやってきた12学園構想をより一歩進めるという話であり、このまま審議を進める方がいいのではないかと思います。

(会長)

委員、そういうことで御理解いただきたいと思います。

それでは、状況判断としまして、このまま審議を進めさせていただきたいと思いますので、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、施策14につきまして、委員の皆様の御意見等いただきたいと思います。

委員。

(委員)

まず、小中一貫校についてお伺いします。国の法律の動向ということがありましたが、法律上、小中一貫校を設置する必要があるのか、または設置で

きるとの規定であるのか、教えていただきたいと思います。

（関係職員）

小中一貫校の設置は、法において必ず実施しなければならないと定められているものではないと認識しております。

（委員）

全国1,800の自治体がある中でまだ130程度の自治体しか設置していない中で、寝屋川市が急いで取り組んでいく必要があるのか疑問に思いますし、様々な要望書などで問題点が指摘されている中で、あえて取り組む必要があるのか疑問に思うところがあります。また、12学園構想をより推進していく中で小中一貫校をつくるということは、今ある小学校、中学校については廃校にしていくという前提で考えたらいいいということなんでしょうか。

（会長）

そこまでも含めて具体的なことが決まっているのかどうかも含めてですね。

（関係職員）

小中一貫校につきましては施設一体型、施設隣接型、施設分離型等ございます。今後、省令等で示される設置基準と、国の動きを重視しながら、本市に合う設置方法を検討していくものと考えております。

（会長）

委員。

（委員）

取組概要に「小中一貫校の設置を進めます。」とありますので、小中学校を廃止して、どこかに小中学校施設一体型の小中一貫校の設置を進めるとの意味で、重点取組項目に設定されているという認識でしたが、それではないという理解でよろしいんですか。

（関係職員）

今、申し上げましたように、一体型も含めて検討してございますので、一体型、施設隣接型、分離型など、それぞれ、どの型が適切か判断することも含めて、検討を進めていくということで考えております。

（会長）

委員。

（委員）

一体型もあり得るという話になってくると小学校なり中学校なり、どこか廃校して小中一貫校を新しく設置することとなり、今後5年間というスパンで子どもたち、地域の方々にとって、住環境が変わっていくこととなるので、もう少しやっぱり深い審議をした上で、検討していく必要があるかと思いますが、取組概要に、設置を進めますと記載してしまうのは、議論としてはかなり乱暴なやり方ではないかと思います。教育大綱もまだ策定されていない中で、総合計画への位置付けとどちらが先なのかということも含めて少し疑問に思いますので、この辺りについては再検討していただきたいと思います。

あと、英語教育の充実が重点取組項目に設定されているのですが、英語教育だけを重点取組項目に取り上げることが子どもたちにとってより良いことなのか疑問に思います。教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

（関係職員）

当然のことながら英語教育だけではなく、全ての学力、生きる力、豊かな心の育成に関する取組も同じように進めていくものとしております。その中で、特に、平成32年度から文部科学省がグローバル化に応じた英語教育に関する指標を設定し、推進させていくことから、本市におきましては、これまで行ってきた英語教育を更に充実させていくということで記載しているものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

そこについては、やはりいろんな親、子どもたちの意見、教職員の意見も聞いていただいて、本当にそれだけがいいのか疑問があると思いますので、検討をお願いしたいと思います。

あと、学ぶ力を育成していくためには、少人数学級などの環境整備が必要ではないかと思いますので、重点取組項目への設定など検討していただきますようお願いします。

次に、施策指標として、全国学力テストの平均正答率の全国比で、正に点数競争だけが子どもたちの学ぶ力を育成するものか疑問であり、見直しが必要かと思いますので言っておきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

寝屋川市の教育大綱についてですが、平成28年2月に策定されるわけですか。

(関係職員)

教育大綱につきましては、現在作成しているところですが、もちろん総合計画との整合も図る中で策定を進めているものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

それであれば、総合計画との策定期間との間で時間的に非常にずれが生じるかと思うのですが。

（関係職員）

今後検討してまいりたいと思います。

（会長）

ほかにありませんか。

委員。

（委員）

市民の役割「児童・生徒の学ぶ習慣・意欲を育む環境づくりに努めます。」ですが、具体的に誰が何を担う役割であるものとイメージしたらよろしいですか。

（関係職員）

学校におきましては、いわゆる習熟度でありますとか、補助学習、早朝学習等を進める中で、これまでも学力向上に努めてまいりました。更に進めるためには、やはり自分で自分の学習を行う自学自習力、これを養っていく、例えば、宿題だけではなく、自分で予習、復習を進めていく必要があるということで、家庭にも御協力をいただくというイメージでございます。

（会長）

委員。

（委員）

それでは、この市民というのは家庭、保護者であって、それ以外の市民に求めるとは考えなくてよいという理解でいいんですか。

（関係職員）

例えば、土曜日寺子屋みたいなことで地域の方々も一生懸命教育に関する取組に協力していただいておりますので、その辺りも含めてのイメージでございます。

(会長)

委員。

(委員)

わかりました。今後、市民ボランティアが教師を補助するような制度も含めて、施策展開していただきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ、以上で審議を終了いたします。

本日は以上で終了いたします。

副会長から一言、御意見を頂きます。

(副会長)

1つは、一般論ですが、総合計画は基本計画であり、もう一方で詳細な個別計画があるので、個別計画の中で、市にとってどうしても今後推進していく必要があるものについては、基本計画の中に記載されているのが基本的なスタイルだと思います。

もう一方では、市が基本計画に新たに盛り込むことによって、個別計画を導くことがあります。それらを盛り込むことによって次期計画の改正や新たな事業への展開が可能となるという点で、やはり基本計画と個別計画の関係というのは、事務局の方でも精査していただきたいと思います。

今の教育の点については非常に難しい問題で、この審議会がどういう位置付けとなるのか。教育委員会というのは独立した立場で審議する場であって、基本的には教育委員会の決定ですので、この審議会としてはどういう形で表現するかということについて、例えば、設置を進めますという表現にするの

か、検討しますという表現にするのかなどについては、もう少し慎重に議論した方が良かったと思います。

（会長）

副会長から全般に関わる進め方についての御指摘と、それから個別の教育に関わる部分で御指摘を頂きました。これは、関係部局も含めて精査していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日の審議は終了いたします。

最後に、その他として次回の日程についてお知らせいたします。

次回は9月7日月曜日、午後3時から、場所は本日と同じ議会棟4階第1委員会室での開催となります。

万が一、現時点で御都合が悪い委員がいらっしゃいましたら、会議終了後に事務局までお知らせください。また、本日以降に予定が入り欠席となる場合につきましても、確定した時点で事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いします。

ほかに事務局から何かありますか。

（事務局）

本日は長時間にわたり、慎重な御審議、誠にありがとうございました。本日御審議いただきました御意見等につきましては、事務局において後期基本計画への反映に関する検討事項として取りまとめさせていただきます。取りまとめた検討事項に対する結果につきましては、施策の審議終了後、再度まとめて御審議いただく機会を設けさせていただきますので、よろしくお願いします。

（会長）

それでは、次回は本日の続きといたしまして、後期基本計画試案の施策15「教育環境の整備・充実を図る」から後期基本計画試案の施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」まで審議を進めてまいりたいと考えております。

それでは、これもちまして、第3回寝屋川市総合計画審議会を閉会いたします。慎重御審議、誠にありがとうございました。

お疲れさまでございました。